

最高裁秘書第3043号

令和7年9月17日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年9月9日に答申（令和7年度（情）答申第34号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（情） 諒問第68号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和7年2月26日（令和6年度（情）諮詢第68号）

答申日：令和7年9月9日（令和7年度（情）答申第34号）

件名：神戸地方裁判所における高等裁判所長官の視察の対応方法が記載されたマニュアルその他の文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

高等裁判所長官の視察の対応方法について書いてあるマニュアルその他の文書（最新版）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、神戸地方裁判所長が、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、神戸地方裁判所長が令和7年1月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

個別の視察日程が書いてある文書が本当に廃棄済みであるかどうか不明であるし、一般的な対応方法について書いてあるマニュアルその他の文書が存在しないかどうかも不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 裁判所において、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、保存期間を1年以上とする必要のないものは、短期保有文書として事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされている（平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第4の3の(4)、同日付け秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管

理の実施等について」（以下「下級裁判所実施通達」という。）記第11の2の(5)）。

2 本件開示申出文書としては、高等裁判所長官の視察における日程表や座談会の配席図等が該当すると考えられるが、いずれの文書も視察の日が経過すれば保有する必要のない性質の文書であることから、神戸地方裁判所においては、これらを内容が軽微かつ簡易であって保存期間を1年以上とする必要のない短期保有文書として取り扱い、視察の日が経過した時点で事務処理上必要な期間が満了したものとして廃棄している。

本件開示申出時点における神戸地方裁判所管内での直近の高等裁判所長官の視察は令和6年2月20日に実施されたところ、視察の日から6か月以上が経過した後である開示申出時点において既に廃棄済みであった。

なお、神戸地方裁判所においては、上記令和6年2月20日実施の視察に関する文書に限らず、本件開示申出文書を探索したが、該当する文書は存在しなかった。

3 これに対し、苦情申出人は、一般的な対応方法について書いてあるマニュアルその他の文書が存在しないか不明であると主張するが、そのようなマニュアルを事務処理上作成する必要はなく、本件開示申出文書に該当し得る文書は、上記2に記載したもの以外にない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年2月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月18日 審議
- ④ 同年9月5日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、本件開示申出書の記載内容や苦情の内容に照らして考

えると、高等裁判所長官の視察の一般的な対応方法について記載されたマニュアルその他の文書（以下「一般的なマニュアル」という。）であると整理するのが相当である。最高裁判所事務総長は、神戸地方裁判所において過去に実施された具体的な視察に関する文書に限らず、本件開示申出文書を探索したが該当する文書は存在しなかったこと、一般的なマニュアルを事務処理上作成する必要はないことを説明するが、神戸地方裁判所が行った探索が不十分であるとはいはず、また、裁判所において行われる視察は、視察者の意向や日程を踏まえて個別に対応されるものと認められ、マニュアルによる画一的な処理になじまない面があることから、一般的なマニュアルが存在しないことが不自然であるともいえない。神戸地方裁判所において、一般的なマニュアルが存在することをうかがわせる事情は認められず、一般的なマニュアルが存在しないとした判断は妥当である。

また、最高裁判所事務総長は、神戸地方裁判所の保有に係る本件開示申出文書に該当する文書として、高等裁判所長官の視察における日程表や座談会の配席図等が該当すると考えられるものの、いずれの文書も同裁判所において短期保有文書として取り扱い、視察の日が経過した時点で事務処理上必要な期間は満了したとして廃棄している旨説明する。本件開示申出文書については上記のとおり一般的なマニュアルであると整理できるものの、個別の視察に関して作成された上記各文書を広く特定したことが不相当であるとまではいえない。そして、管理通達や下級裁判所実施通達の規定に照らして、特定の視察のために作成した文書を短期保有文書として取り扱い、当該視察終了後に廃棄するという取扱いが不合理であるとはいはず、神戸地方裁判所が上記各文書を保有し続けていることを裏付けるような事情も認められない。

2 以上のとおり、原判断については、神戸地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員 川神 裕